

第51回定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制
の運用状況

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書、連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書、個別注記表

（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

株式会社メイテックグループホールディングス

上記事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、交付書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は取締役会において会社法に基づく内部統制システムの整備に係る基本方針を決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しています。また、グループ全体を対象として、内部統制に係る部署及び、内部監査担当が検証した業務の適切性・有効性に関する重要な経営情報が当社取締役会へ適切に付議・報告されています。

この取締役会決議の概要および、運用状況は、次のとおりです。

第51期におきましては、当社グループの経営管理・監督を担う当社が主導し、当社グループ全体において、下記（1）～（12）のとおり各体制を整備・運用したことにより、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な損害を及ぼす事件・事故等は発生しておりません。

「企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針」

当社及び子会社（以下、まとめて「当社グループ」という）は、高付加価値の機会を積極的に追求しながら、収益力や資本効率を改善し続けることを目的とする。

この目的達成に向けて、本内部統制システムは当社グループの全てをその対象範囲とし、当社グループの経営管理・監督を担う当社が態勢整備及びシステム運用を主導する。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社会との関わりの中で、法令及び定款を遵守し、社会倫理に反することなく健全で透明度の高い経営を行うものとし、取締役の職務の執行については、当社グループ各社の事業特性や規模等に相応しい社内規程を制定し、その意思決定のプロセス及び結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役及び監査役（子会社の取締役及び監査役については、就任している会社のものに限り）が、同プロセス及び結果を閲覧できる体制を構築する。

また、通報者の人事上の保護等を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、当社グループの取締役の職務執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

（運用状況）

当社グループは、取締役会規程、職務権限規程及び稟議規程等にて各取締役の権限及び意思決定手続きを明確化し、各取締役は同規程類に基づき職務執行を行っています。なお、取締役会及び執行役員会の資料及び議事録は全取締役及び監査役（子会社の取締役及び監査役については、就任している会社のものに限り）が閲覧可能なシステムに常時保存するとともに、個別の取締役による意思決定については、そのプロセス及び結果を記録するシステムを導入しており、必要に応じて全取締役及び監査役（子会社の取締役及び監査役については、就任している会社のものに限り）が閲覧できる体制を構築しています。

また、内部牽制機能を持つメイテックCSR室を所管部署として「メイテックグループ・ヘルプライン制度」を設置し、社内イントラネットにて同制度を周知し、適切に対応しています。なお、同制度について、通報者が、より不利益を被る危険を懸念することなく、不正行為等に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、当社および株式会社メイテック業務執行取締役に関する相談・通報及び調査は、当社の監査等委員会の委員長である取締役が担うこととするとともに、相談・通報を受け付ける窓口をメイテックグループの社外にも設置しました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、法令、定款及び社内規程等の定めに従い、取締役の職務の執行に係る情報を適時適切に記録・保存・管理する。

また、漏洩、改ざん、紛失、不正利用する行為や許可なくして開示する等の行為で、企業としての信用を失墜し当社グループに致命的な損害を与えることが無いよう、保存媒体に応じて適切な管理体制を構築する。

(運用状況)

当社グループは、株主総会・取締役会・執行役員会の議事録等を法令、定款及び社内規程等に従い作成し、適切に保存・管理しています。また、「情報管理規程」にて管理すべき情報及び管理方法を定め、適切に運用しています。

(3) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理に関する規程に基づき、事業遂行から生じる損失の危険（リスク）を平時より網羅的・体系的に収集し、その動向を的確にモニタリングするとともに、そのリスクの軽重に応じた適時適切な対策を講じる他、現実のものとして顕在化した時点では迅速な対応により影響を最小化し、早期復旧を実現できる態勢を整備し、継続して経営の安全性の維持・向上に努める。

(運用状況)

「リスク管理規程」にて管理体制を定め、社内イントラネットにて周知を図るとともにリスクの種別毎にリスクを特定し、管理すべきリスクに抜け漏れが無いか確認しています。また、リスクの顕在化の兆候を察知してリスクの顕在化を防止し、又は顕在化した場合の影響の最小化を図るため、「リスク管理要領」にてあらかじめモニタリング項目及び実施部署を特定し、定期的にその内容を当社グループ各社の取締役会又は執行役員会に報告するとともに、リスクが顕在化した場合の報告体制を整備し、適切に運用しています。さらに、顕在化したリスクが危機にまで発展した場合の、事態の拡大防止と早期収束を図るため、「グループ危機管理規程」にて危機発生時の初動対応や危機対策本部の設置等、危機管理体制を整備しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、各取締役が適切に職務を分担し、社内規程等に則った権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直す。

(運用状況)

各取締役が適切に職務執行と監督の責任を分担しています。また、グループ会社の規模や事業内容に応じて執行役員制度を採用し、「職務権限規程」に則った権限委譲を執行役員へ行い、迅速かつ適正な意思決定を行っています。また、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直しています。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、メイテックグループの経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、当社グループの使用人が、法令、定款及び社内規程等を遵守し、公正かつ理性ある行動を实践するよう、意識醸成のための取り組みを継続的に実施する。

また、通報者の人事上の保護等を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、当社グループの使用人の職務の執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

(運用状況)

当社グループは、メイテックグループの経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、社内イントラネットに公開して周知を図るとともに報告体制を整備し運用しています。また、当社グループ全社を対象として、コンプライアンス意識調査を実施、当社グループ内のコンプライアンスに関する意識の状態を確認しています。メイテックグループ・ヘルプライン制度については、前記(1)の運用状況記載のとおりです。なお、当社グループの各部署の法令、定款及び社内規程等の遵守の状況などについて内部監査を実施しています。

(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社が自主独立の精神をもって事業の発展を図ることを尊重しつつ、子会社の設立目的や事業特性、規模等に応じた機関設計を行うとともに、全子会社に当社の取締役又は使用人を配し、子会社の業務の執行を適正に管理監督することにより、当社グループ全体の企業価値の最大化を図る。

また、当社は、子会社管理に関する規程を定め、グループ会社管理担当部署（以下、グループ会社管理部署）を設置するとともに、子会社の取締役等の業務執行にかかる重要事項を定期的に当社に報告する体制を整備する。

(運用状況)

全子会社に当社取締役を配し、子会社の業務の適正を管理監督しています。また、「グループ会社管理規程」を定め、当社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化しています。これに基づき当社の事前承認が必要とされた事項については子会社と当社の関係部署にて協力し意思決定を行うとともに、当社が報告を受けるべき事項については、子会社より適切に報告を受けました。なお、各子会社の業務について、「グループ内部監査規程」に基づき、メイテックの内部監査室が監査を実施しています。

(7) 監査等委員会および監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社監査等委員会および子会社監査役の監査の実効性を高めるため、当社は業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査等委員会室を、会社法上の大会社である子会社は監査役室を、それぞれ設置する。

当社監査等委員会および子会社監査役の職務を補助すべき専属の使用人に係る人事評価・異動については、当社監査等委員会および子会社監査役の意向を最大限尊重するため、当社は監査等委員会の、子会社は当該子会社の監査役の同意の下に行い、当該使用人に対する指揮命令は当社監査等委員会（子会社は当該子会社の監査役）が行う。

(運用状況)

当社には監査等委員会室を、大会社である株式会社メイテックには監査役室をそれぞれ設置し、業務執行から独立した専属の使用人を1名配置しています。なお、当該使用人の人事評価・異動については、当社監査等委員会（株式会社メイテックについては株式会社メイテックの監査役。以下、本文書内において同じ。）の意向を最大限尊重するため、当社監査等委員会の同意の下に行うとともに、その指揮命令は当社監査等委員会が直接行っています。

(8) 監査等委員会または監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人が当社監査等委員会または子会社監査役に報告をするための体制

当社グループは、取締役及び使用人が当社監査等委員会または子会社監査役に対して適切に報告するための体制を整備するとともに、当社の監査等委員である取締役（以下、監査等委員という）または子会社監査役に、自身が所属する会社において、取締役会の他、全ての会議への参加権限を付与し、かつ、意思決定や業務執行に係る重要な情報を開示する。

(運用状況)

「監査等委員会または監査役への報告に関する規程」を制定し、社内イントラネットに公開することにより周知しています。また、監査等委員または子会社監査役には、自身が所属する会社において、取締役会の他、全ての会議への参加権限を付与しており、監査等委員及び子会社監査役は、その判断に基づき適宜必要とされる会議に参加しています。また、意思決定や業務執行に係る重要な情報については監査等委員及び子会社監査役の求めに応じて適切に開示しています。

②子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

当社は、子会社にて発生した事項について、当社経営管理担当およびグループ会社管理部署を通じて、子会社の取締役及び使用人から当社監査等委員会に対して報告する体制を整備するとともに、子会社の取締役及び使用人に対して、当社監査等委員会が企業集団の業務の適正を確保するために必要と判断した事項について直接報告等を求められた場合は、当該要請に応じ

ることを義務付ける。

また、子会社監査役は、当社監査等委員と定期的に会合を持ち、子会社の状況等を当該監査等委員を通じて、適時適切に当社監査等委員会に報告する。

(運用状況)

子会社にて発生した事象については、グループ会社管理部署を通じて、当社監査等委員会に適宜報告されています。また、子会社監査役は、子会社の取締役会出席後、及び子会社に関する事件事故等の報告を受けた際は適宜、当社監査等委員会委員長と会合を持ち、当社監査等委員会委員長を通じて、当社監査等委員会に子会社の状況等を適時適切に報告しています。

(9) 監査等委員会または監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社監査等委員会または子会社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(運用状況)

「監査等委員会または監査役または監査役会への報告に関する規程」にて不利な取り扱いを明確に禁止し、その旨周知されています。なお、当社監査等委員会または子会社監査役への報告を行ったことに対して、不利な取り扱いが行われた事実はありません。

(10) 監査等委員または監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社グループは、当社監査等委員または子会社監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社（子会社は当該監査役が所属する会社）が負担するものとし、当社監査等委員または子会社監査役の職務の執行に必要でないことを当社（子会社監査役は当該子会社）が証明した場合を除き、当社監査等委員または子会社監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を処理するものとする。

(運用状況)

監査等委員または子会社監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を当社（子会社監査役は当該子会社）の負担にて処理しています。

(11) 監査等委員会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループは、グループ内部監査担当及び会計監査人が、定期或いは必要に応じて随時、当社監査等委員会または子会社監査役と意見交換を行う等、グループ内部監査、当社監査等委員会または子会社監査役監査及び会計監査の相互連携が深められる体制を整備する。

また、当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員会からの調査又はヒアリングの要請に協力する等、継続して当社監査等委員会による監査機能の実効性の向上に努める。

(運用状況)

グループ内部監査担当及び会計監査人は、当社監査等委員会または子会社監査役と定期的に

意見交換を行い、グループ内部監査、当社監査等委員会または子会社監査役監査及び会計監査の相互連携を図っています。

また、当社グループの取締役及び使用人は、当社監査等委員会からの調査又はヒアリングの要請に対して、適切に協力しています。

(12) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、当社グループの各社代表取締役等の経営トップ以下当社グループ全体が毅然とした態度で対応する。

(運用状況)

当社グループは、購買ポリシー、社員行動規範等において、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を規定しております。また、同時に、反社会的勢力による組織的暴力に対しては「恐れない」「金を出さない」「利用しない」いわゆる「三ない」を基本とし、万が一反社会的勢力より接触があった場合においては、個人で対応せず、担当部署に相談し、組織的に対応することを定めています。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から)
(2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000	1,259	49,207	△7,795	47,671
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△8,391		△8,391
親会社株主に帰属 する当期純利益			12,343		12,343
自己株式の取得				△3,500	△3,500
自己株式の消却			△9,604	9,604	－
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△5,652	6,104	451
当 期 末 残 高	5,000	1,259	43,554	△1,691	48,122

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	土地再評価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△662	△289	△951	46,719
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△8,391
親会社株主に帰属 する当期純利益				12,343
自己株式の取得				△3,500
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	－	526	526	526
当 期 変 動 額 合 計	－	526	526	977
当 期 末 残 高	△662	236	△425	47,696

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 6 社

(2)連結子会社の名称

株式会社メイテック

株式会社メイテックフィルダーズ

株式会社メイテックキャスト

株式会社メイテックEX

株式会社メイテックネクスト

株式会社メイテックビジネスサービス

(3)連結の範囲の変更

当連結会計年度より、2023年4月3日に新たに設立した株式会社メイテック分割準備会社
(2023年10月1日付で株式会社メイテックに商号変更) を連結の範囲に含めております。

(4)主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

(ただし、一部の建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における業績を勘案した支給見込額に基づき計上しております。

③賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①エンジニアリングソリューション事業

エンジニアリングソリューション事業はエンジニア派遣サービスを顧客に提供しています。

エンジニア派遣サービスは、派遣契約に基づき、派遣期間にわたりサービスの支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、時の経過に基づき収益を認識しております。

②エンジニア紹介事業

エンジニア紹介事業は、エンジニアに特化した紹介サービスを顧客に提供しています。

紹介サービスは、顧客との人材紹介契約に基づき、顧客からの求人要件に該当する人材の顧客への紹介の完了によりサービスの支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、紹介の完了時点において収益を認識しております。

(表示方法の変更にに関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「貸倒引当金繰入額」は0百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

- 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 9,356百万円

- 繰延税金資産の回収可能性の判断の変更に伴う繰延税金資産の減額は、当社の連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益に重要な影響を及ぼすことがあります。
- 有税償却に関する無税化の実現可能性や当社及び子会社の課税所得の予想など、現状入手可能な全ての将来情報を用いて、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。当社は、回収可能と見込めないと判断した部分を除いて繰延税金資産を計上していますが、将来における課税所得の見積りの変更や、法定実効税率の変更などにより、回収可能額が変動する可能性があります。

2. 退職給付費用及び退職給付債務

- 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付費用 1,638百万円

退職給付に係る負債 17,273百万円

- 退職給付費用及び退職給付債務の算定に使用される見積りには、割引率（0.530%）、平均残存勤務年数等を計算基礎としており、当社グループは、この数理計算上の仮定は適切であると認識しておりますが、一定の仮定の変動は将来の退職給付費用及び退職給付債務に影響を及ぼします。なお、退職給付に係る会計処理の方法については、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項（4）退職給付に係る会計処理の方法」をご参照ください。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (2024年3月31日)	
売掛金	17,665百万円
受取手形	549百万円

2. 控除されている有形固定資産の減価償却累計額 8,919百万円

3. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日…2000年3月31日

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △497百万円

4. 貸出コミットメント契約

当社グループは、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	3,000百万円

5. その他の流動負債

その他の流動負債のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (2024年3月31日)	
契約負債	43百万円

(連結損益計算書に関する注記)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「（収益認識に関する注記） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式…………… 78,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,940	63.00	2023年3月31日	2023年6月23日
2023年11月9日 取締役会	普通株式	3,450	44.00	2023年9月30日	2023年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	5,404	利益 剰余金	70.00	2024年 3月31日	2024年 6月21日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、所要資金を自己資金によってまかなっておりますので、特段の資金調達を行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信調査等を含めた営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、発行会社の財政状態等を定期的に把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額について、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未払法人税等ならびに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 以下の金融商品は、市場価格がない株式のため記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	27

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	617円78銭
2. 1株当たり当期純利益	158円01銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	エンジニアリング ソリューション事業	エンジニア 紹介事業	
エンジニア派遣	115,683	－	115,683
エンジニア紹介	－	1,369	1,369
その他	9,923	－	9,923
顧客との契約から生じる収益	125,607	1,369	126,976
外部顧客への売上高	125,607	1,369	126,976

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約資産および契約負債の残高等に関する情報

契約負債は、主にエンジニア派遣サービス契約における顧客からの前受金であります。

契約負債の残高は、「（連結貸借対照表関係）」に記載のとおりであります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格に関する情報

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から)
(2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	5,000	1,250	－	1,250
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 消 却				
会 社 分 割 に よ る 減 少				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	5,000	1,250	－	1,250

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	39,265	△7,795	37,719
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	△8,391		△8,391
当 期 純 利 益	8,415		8,415
自 己 株 式 の 取 得		△3,500	△3,500
自 己 株 式 の 消 却	△9,604	9,604	－
会 社 分 割 に よ る 減 少	△10,181		△10,181
当 期 変 動 額 合 計	△19,761	6,104	△13,657
当 期 末 残 高	19,503	△1,691	24,062

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	土 地 再 評 価 差	地 再 額 金	評 価 差	・ 換 算 計	
当 期 首 残 高		△662		△662	37,056
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△8,391
当 期 純 利 益					8,415
自 己 株 式 の 取 得					△3,500
自 己 株 式 の 消 却					－
会 社 分 割 に よ る 減 少					△10,181
当 期 変 動 額 合 計		－		－	△13,657
当 期 末 残 高		△662		△662	23,399

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、実質価額が期末直前の貸借対照表価額と比較して著しく下落している銘柄については、回復可能性の判定を行った上で、評価減を実施しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(ただし、一部の建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における業績を勘案した支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの受取配当金となります。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識することとしております。

なお、当社は、2023年10月1日付で持株会社体制に移行しており、移行前の収益及び費用の計上基準は、連結注記表「3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準

①エンジニアリングソリューション事業」に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 控除されている有形固定資産の減価償却累計額 8,079百万円

2. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(1999年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日…2000年3月31日

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △497百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権	短期	59 百万円
金銭債務	短期	12 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高		
営業取引による取引高		
受取配当金		2,526 百万円
仕入高		54 百万円
その他の営業費用		431 百万円
営業外取引による取引高		
受取配当金		1,214 百万円
受取家賃		378 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数		
普通株式		792,507 株

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 メイテック (注)	所有 直接100%	役員の 兼任	設立及び 出資の引受	1,000	－	－

(注) 株式会社メイテックは2023年10月 1 日付で、株式会社メイテック分割準備会社より商号変更しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	303円08銭
2. 1株当たり当期純利益	107円74銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(企業結合等に関する注記)

(持株会社体制への移行に伴う会社分割)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当社の完全子会社として新たに設立した株式会社メイテック分割準備会社(2023年10月1日付で株式会社メイテックに商号変更、以下「分割準備会社」といいます。)との間で吸収分割契約を締結いたしました。また、2023年6月22日に開催の当社定時株主総会での承認を経て、2023年10月1日付で当社の事業を分割準備会社に承継いたしました。

これに伴い、当社は2023年10月1日付で「株式会社メイテックグループホールディングス」に商号変更し、持株会社体制へ移行いたしました。

1. 会社分割の概要

(1) 当社と100%子会社間での会社分割

イ) 分割会社

株式会社メイテックグループホールディングス(株式会社メイテックから商号変更)

ロ) 承継会社

株式会社メイテック(株式会社メイテック分割準備会社から商号変更)

ハ) 対象となる事業の内容

エンジニアリングソリューション事業

(2) 企業結合日

2023年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、分割準備会社を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：株式会社メイテックグループホールディングス

承継会社：株式会社メイテック

(5) 会社分割の目的

高付加価値の機会を積極的に追求しながら、収益力や資本効率を改善し続けることを目的として、メイテックグループの経営理念、行動準則、経営戦略、経営計画、コーポレートガバナンスに関する基本方針等の策定、実施状況のモニタリング、経営資源の配分、グループ各社間の協働の促進を行うとともに、グループ各社が早く・多く・正しく業務を執行するために、グループ各社の自主独立の精神を尊重しつつ、目的・事業特性・規模等に相応しい体制の整備を図るため。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。